



第4章 施策の展開

基本目標 I 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち



子どもたちの未来を育むためには、多様で充実した教育・保育を受けられる環境が必要です。また、誰もが希望を持って出産し、安心して子育てするためには、家庭だけでなく、地域、企業、子育て・教育機関が連携し、周囲からサポートしていくことも重要です。

そのためには、子育て支援施設の整備や人材の育成、地域社会全体で子育てを支援するための雰囲気づくりや子育てへの経済的負担の軽減など、子育てに関する様々な支援体制の整備に向けた施策を推進します。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2018年 (平成30)	達成目標 2024年 (令和6)
1	合計特殊出生率	安心して出産できる状態を示す指標として、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」を本指標に設定します。	1.47	1.48
2	待機児童数	充実した教育・保育環境を示す指標として、4月1日時点の「教育・保育施設の利用申込みをしているが、利用できていない人数」を本指標に設定します。	45人	0人
3	乳児家庭全戸訪問実施率	周囲からサポートを受けている状態を示す指標として、「育児不安の軽減等を目的として赤ちゃんがいる家庭を看護師等が訪問する事業の実施率」を本指標に設定します。	92.3%	96.0%

出典：郡山市 保健所総務課
郡山市 こども育成課
郡山市 こども支援課

施策の方向（１）子育て世帯のニーズに応じた保育サービスの充実

ライフスタイルや就労形態の変化に応じた教育・保育サービスの充実を推進していきます。

また、待機児童解消に向けて、民間活力を活用した認可保育所の整備や幼稚園から認定こども園への移行を進めるとともに、公立保育所の役割を勘案しながら、多様化する保育ニーズの受け皿の整備に努めます。

施策の方向（２）地域における子育て支援の充実

親子がいつでも気軽に集まり、お互いに相談や情報交換、交流することができるよう、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」や、各地域子育て支援センターなどにおいて、相談体制の強化や子育て支援内容を充実させていきます。

また、子どもたちが健やかに成長できるよう、子どもたちが参加する体験活動、地域の方々や近隣市町村に住む子どもたちとの幅広い交流、子育てに関して様々な団体と連携するなど、多様な子育て支援を実施します。

施策の方向（３）ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が、安定し自立した生活を営むことができるよう、子育てや日常生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など、家庭の状況に合わせたサポートの充実に努めます。

施策の方向（４）子どもや妊産婦の健康の確保

妊娠、出産、子育てへの不安や負担感を軽減するため、医療や保健に関する支援、育児不安に関して相談できる機会の確保、妊娠段階に応じた出産準備教育や不安解消のための相談・指導体制の充実など、子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、子どもや妊産婦の健康を確保するとともに、子どもの自立を支援する観点から、子ども家庭総合支援拠点において妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの継続的なソーシャルワークなどを行いながら、すべての子どもや妊産婦の健康の確保に努めます。

施策の方向（５）思春期の保健対策

子どもたちを取り巻く家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達の早まりにより、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化していることから、子どもたちの発達段階に応じて、性や性感染症予防に関する正しい知識を普及していきます。

施策の方向（６）児童虐待の防止

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子どもの人権を著しく侵害するものです。

育児不安等のストレスなどを原因として虐待につながるケースも少なくないことから、可能な限り周囲がサポートできるよう、児童虐待防止の意識啓発を推進するとともに、児童相談所、警察、民生・児童委員、学校、保育所、医療機関などの関係機関・団体はもとより、他自治体なども含めた広域的な連携強化や、子ども自身も相談できるよう、児童相談所への全国共通ダイヤル「189」をはじめとする児童虐待に関する相談窓口の積極的な周知を図ることにより、未然防止・早期発見など、社会全体での児童虐待の予防に積極的に取り組みます。

施策の方向（７）災害時における安全で安心な保育の確保

自然災害が発生した際に、子どもの生命・身体を守り、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ的確に対応することは市と保育施設・幼稚園、学校の責務です。

災害時、市では、保育施設・幼稚園、学校及び放課後児童クラブに対する早期からの情報提供や災害状況に応じた避難の指示等を迅速に行い、施設が使用できなくなった際には、他施設における一時的な代替保育の検討を行うなど、施設の運営を支援します。

また、保育施設・幼稚園、学校では、平常時から避難訓練や防災知識の普及、防災・減災教育を実施するなど、「避難行動要支援者」である子どもたちの安全を最優先とした教育・保育の提供体制を確保します。

基本目標Ⅱ

子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢がふくらむまち



子どもたちが笑顔になるためには、安心して元気に遊び、健全にのびのびと育つことができる環境が必要です。

また、学校や地域において、子どもたちが夢中になれるものを主体的に見つけ、将来に希望を持ち、自らの未来を切り拓いていくことが重要です。

そのために、子どもたちが安全に過ごせる居場所を整備するとともに、子どもが、友達や地域の人と温かい「つながり」を築き、自らも地域の一員であるという意識を醸成できるような施策を推進します。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2018年 (平成30)	達成目標 2024年 (令和6)
1	登下校中の事故件数	子どもたちが地域で安心して元気に遊ぶことができる状態を示す指標として、登下校中の事故件数を本指標に設定します。	20件	0件
2	「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合	子どもたちが学校や地域において夢中になれるものを見つけることができる状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」にある「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合を本指標に設定します。	小学生 80.5% 中学生 76.5%	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
3	放課後児童クラブ等のエリア充足率	子どもたちが安全に過ごせる居場所が整備されている状態を示す指標として、放課後児童クラブ等の整備率を本指標に設定します。	81.5%	100%
4	スクールカウンセラーの全小学校及び義務教育学校前期課程への配置率	子どもたちが健全にのびのびと育つことができる状態を示す指標として、市立全小学校及び義務教育学校前期課程への市スクールカウンセラーの配置率を本指標に設定します。	100%	100%
5	通学路の安全点検箇所数	子どもたちが地域で安心して元気に遊ぶことができる状態を示す指標として、通学路の安全点検を実施した延べ箇所数を本指標に設定します。	77箇所	要望箇所の全点検

出典：郡山市教育委員会 学校教育推進課
文部科学省 全国学力・学習状況調査
郡山市 こども未来課
郡山市教育委員会 総合教育支援センター

施策の方向（１）放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供

学童期においては、子ども同士の遊びを通じた仲間関係の形成や社会性の発達と規律意識の形成が図られることから、地域における放課後の児童の安全・安心な居場所である「放課後児童クラブ」の整備に努めます。

また、地域の方々の協力を得て運営されている「放課後地域子ども教室」や、子どもに対し健全な遊びを通して集団的・個別的指導を行う「児童センター」などで実施される様々な活動や、各公民館の図書室やロビーなどを、地域に根差した「子どもの居場所」として開放することにより子どもたちの健全育成に努めます。

施策の方向（２）子どもたちが様々な体験をし交流できる機会の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、多様な体験活動の機会を提供するとともに、様々な人と交流することにより、人とのつながりの楽しさ・大切さを学べるよう努めます。

また、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を確保するとともに、家庭の役割の重要性が理解されるよう必要な情報提供を行います。

施策の方向（３）子どもたちが健全に成長できる環境づくり

子どもたちが交通事故に巻き込まれ、その命が奪われることがないように通学路の安全点検と危険箇所の整備に努めます。

また、子どもたちの健全育成に寄与する団体の活動の補助や非行防止、非行の原因にもなり得るいじめの防止、不審者対策など、多方面にわたり子どもの安全を確保する施策を推進します。

基本目標Ⅲ

一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち



子どもは無限の可能性を秘めています。

子どもたちが笑顔で輝くためには、その可能性を引き出せるよう、様々なことに興味を持ち、自ら考え、学ぶことができる環境が必要です。

また、それぞれの個性を尊重し、伸ばすことができる質の高い教育環境や、関係機関との連携による高度な教育を受けられる環境を整えることも重要です。

そのために、保育所や幼稚園、学校などにおいて、多種多様な学習ニーズに対応できる体制の整備に努めるとともに、スポーツや芸術・文化活動などに興味を持てるような機会の確保、興味を持ったことに対し主体的に学習できる環境の整備を推進します。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2018年 (平成30)	達成目標 2024年 (令和6)
1	全国学力・学習状況調査結果	子どもたちの個性を伸ばす質の高い教育環境が整っている状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」の結果を本指標に設定します。	(小学校合算) 国語：126 算数：114 (中学校合算) 国語：138 数学：108	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
2	「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合	子どもたちが興味あることを自ら学び伸ばすことができる状態を示す指標として、「全国学力・学習状況調査」にある「将来の夢や目標を持っている」と思う児童・生徒の割合を本指標に設定します。	小学生 85.5% 中学生 73.6%	全国学力・学習状況調査の全国平均を上回る
3	児童・生徒への学校図書貸出冊数	子どもたちが興味あることを自ら学び伸ばすことができる状態を示す指標として、児童・生徒1人当たりの本の貸出冊数を本指標に設定します。	67冊	77冊
4	高等教育機関や地域人材による専門的教育参加者数	関係機関との連携による高度な教育環境が整っている状態を示す指標として、「地域を活かした教育環境パワーアップ事業」への参加者数と「心のハーモニー音楽事業」のうち、大学との連携事業への参加者数を本指標に設定します。	(パワーアップ事業) 33,263人 (ハーモニー連携) 56人	計画値を上回る

出典：文部科学省 全国学力・学習状況調査
郡山市教育委員会 学校教育推進課

施策の方向（１）時代のニーズに応じた教育の推進と教員の指導力向上

子どもの心身の成長において重要な要素である教育は、幼稚園や学校はもとより、家庭や地域社会においても行う必要があることから、人間形成の基本となる幼児教育の充実を図るとともに、個性を活かした魅力ある学校教育などの教育施策を推進することで、将来を自ら拓ける「生きる力」の育成に努めます。

また、今後、さらに増加が予想される、十分に日本語を話せない帰国児童生徒や外国籍の児童生徒などに対応するため、日本語指導を行う教職員等の配置など、日本語能力の育成に努めます。

施策の方向（２）学校へのニーズに応じたサポート体制の充実

少子化や子ども同士の交流の希薄化などにより、保護者が学校へ求めるニーズは多種多様なものになっていることから、それらのニーズに柔軟に対応するため、私立教育機関への補助や教科専門員の派遣など、社会情勢の変化に対応できる教育環境づくりを進めます。

施策の方向（３）学校施設の改修等による児童生徒の安全確保

近年増加している自然災害から子どもたちを守るため、耐震化の促進など安全性の向上や衛生の確保に努めるとともに、すべての子どもにとって安全で安心な学校施設の適切な整備を推進します。

施策の方向（４）子どもたちの心と体の健全な成長

子どもたちが個性豊かに成長できるよう、急速な情報化の進展など生活環境の変化に伴う体力低下防止策、いじめや不登校など、様々な悩みに関する子どもたちからの相談体制の強化など、心と体のケアを推進します。

また、特別な支援を要する児童・生徒の円滑な就学支援と相談の充実を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行えるよう努めます。

基本目標Ⅳ 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち

対応するSDGs目標



近年の核家族化や少子化の進展、地域との結びつきの希薄化など、子育て家庭が孤立しやすい社会情勢の中、子どもたちが地域で活躍するためには、家庭だけでなく学校、地域が連携し、子どもたちが自ら学び、主体的に判断・行動し、地域の課題に取り組むことができる環境の整備が必要です。

また、子どもたちが地域の産業や生活・文化的環境、歴史などについて学ぶことで、地域への愛着や一体感を感じることができ、「自らも地域社会の一員である」ことを自覚することができます。

そのために、子どもたちと地域住民が交流できる機会の確保に努めるとともに、読書習慣の定着に努めます。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2018年 (平成30)	達成目標 2024年 (令和6)
1	地域を活かした教育環境パワーアップ事業参加者数	子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができる状態を示す指標として、「地域を活かした教育環境パワーアップ事業」への参加者数を本指標に設定します。	33,263人	計画値を上回る
2	文化・歴史的施設見学者数	子どもたちが地域への愛着や一体感を感じることができる状態を示す指標として、文化・歴史的施設を見学した人数を本指標に設定します。	5,506人	小学4年生・中学1年生の児童生徒の参加率100%
3	市民一人あたりの図書貸出冊数	地域の産業、生活・文化的環境、歴史などについて学べる状態を示す指標として、学習の場としての図書館利用度を本指標に設定します。	3.7冊	5.0冊

出典：郡山市教育委員会 学校教育推進課
郡山市教育委員会 学校管理課
郡山市教育委員会 中央図書館

施策の方向（１）家庭や子どもたちと地域住民との交流の促進

子育て家庭の社会的孤立を防ぐため、保護者や子どもたちと地域住民が各種講座や学習会、体験活動などを通じて交流できる機会を確保します。

また、地域の方々が保護者や子どもたちと交流し、世代を超えて子育てに参画する機会を確保するとともに、学校やボランティアとの連携・協力により、世代間交流の充実などに取り組むよう努めます。

施策の方向（２）子どもたちの読書環境の整備

読書を通じて子どもたちの情操的発達を促すため、児童・生徒に学校や家庭において読書の習慣が身につくよう言語活動の充実を図り、豊かな心を育むとともに、学校司書を対象とする研修の実施などにより、学校図書館の機能向上を図り、児童・生徒の活発な読書活動を推進します。

基本目標V 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち



誰もが生きいきと暮らすためには、障がい者や子どもにやさしい文化が育まれることが重要です。

本市では、「郡山市障がい者福祉プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念として障がい者施策を総合的・計画的に進めています。

また、健康に暮らすためには、健康確保に必要な情報が気軽に手に入る環境づくりや、地域の多様なニーズに適確に応えられる医療体制の確保、さらには正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着も重要です。

そのために、障がいの早期発見・早期対応や障がい児支援体制の整備、予防接種等によるすべての子どもの重症化しやすい特定の感染症の予防、食育の推進など幅広い健康確保策に努めます。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2018年 (平成30)	達成目標 2024年 (令和6)
1	年齢別肥満傾向児の出現率が全国の割合を上回る男女別の学年数	望ましい食習慣が定着している状態を示す指標として、小学校及び義務教育学校1年生から中学校3年生及び義務教育学校9年生まで男女別の学年のうち、肥満傾向児出現率が全国平均を上回っている学年数を本指標に設定します。	(男子学年) 9 学年中 9 学年 (女子学年) 9 学年中 9 学年	(男子学年) 9 学年中 4 学年 (女子学年) 9 学年中 4 学年

出典：郡山市教育委員会 学校教育推進課

施策の方向（１）障がい児等施策の充実

障がい児等支援体制については、2018（平成30）年3月に本市が策定した『第4期郡山市障がい者福祉プラン』に基づき、障がいや発達に課題のある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期から一貫した支援体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。

また、教育・保育を必要とする障がい児、医療的ケア児及び発達に課題のある子どもたちが、円滑に教育・保育を受けられる体制の整備を行うとともに、適切な支援・福祉サービスの提供に努めます。

施策の方向（２）正しい知識の普及及び医療体制の充実

子どもたちを様々な病気から守るため、各種予防接種にかかる費用の一部を助成します。

また、家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達が早まり、家族や友人関係に多感な時期であることから、性感染症や喫煙、飲酒、薬物等に関する教育を推進し、正しい知識の普及に努めます。

あわせて、万が一の場合に備え、小児医療も含めた救急医療体制の維持に努めます。

施策の方向（３）食育の推進

本市が2018（平成30）年3月に策定した『第三次郡山市食育推進計画』に基づき、子どもの健康的な成長のために、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に取り組みます。

また、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりなどを推進するとともに、家庭や地域における食に関する学習機会の確保や食育に関する市民の理解の促進などに取り組みます。

基本目標Ⅵ 子どもたちが安心を実感できるまち



子どもたちが安心して快適に暮らせるためには、通学路や自宅など、子どもが生活する場におけるけがや事故の予防が必要です。

本市では、2018（平成30）年に「セーフコミュニティ」の国際認証を取得しました。

セーフコミュニティとは、「けがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することで安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進することです。

この活動に積極的に取り組むことで、地域におけるけがや事故の減少や、官民協働による地域社会全体での安全・安心意識の共有が図られるなどの効果があることから、交通事故や防災など、セーフコミュニティを基盤とした幅広い子どもの安全・安心の確保に努めます。

また、スマートフォン等の新たな情報機器の普及に伴い、コミュニティサイト等に起因する被害が問題になっていることから、子どもの犯罪被害や有害環境対策に努めます。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2018年 (平成30)	達成目標 2024年 (令和6)
1	児童生徒の交通事故件数	子どもが巻き込まれる事故が減少した状態を示す指標として、市内で1年間に発生した「児童・生徒が交通事故に遭った件数」を本指標に設定します。	48件	0件
2	セーフコミュニティの認知度	地域社会全体での安全・安心意識の共有が図られている状態を示す指標として、セーフコミュニティの認知度を本指標に設定します。	42.4%	45.0%

出典：郡山市教育委員会 学校教育推進課
セーフコミュニティ市民意識調査

施策の方向（１）セーフコミュニティの推進

子どもたちの安全・安心を確保するために、セーフコミュニティを推進し、子どもたちのけがや事故の予防に努めます。

また、セーフコミュニティの取組みが更に拡充できるよう、市民や周辺自治体へも周知し、地域社会のセーフコミュニティへの理解を深めます。

施策の方向（２）子どもが安全に暮らせる環境づくり

子どもたちがけがや事故なく暮らすために、通学路の安全整備や交通安全教育の充実を図るとともに、有害情報やコミュニティサイト上におけるいじめなど、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼすおそれのあるインターネットトラブルや有害情報への対応など、ハード・ソフトの両面から、子どもが安全に暮らせる環境の整備を推進します。

施策の方向（３）災害を想定した体制づくり

近年、温暖化に伴う地球規模の自然災害が深刻化しており、本市においてもその影響が及んでいることから、自らの安全の確保や被害の軽減、災害後の生活の備えといった防災・減災教育を推進するとともに、セーフコミュニティ活動と連携し、保育施設・幼稚園、学校が自ら主体的に取り組む災害発生時の行動計画に基づく避難訓練の実施等、防災体制の確立に努めます。

基本目標Ⅶ 快適に子育てができるまち

対応するSDGs目標	1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを
	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナースHIPで目標を達成しよう						

本市では、2018（平成30）年に、すべての子どもへの支援の基盤となる「郡山市子ども条例」を制定しました。

この条例では、子どもを支援するための基本理念や子どもを取り巻く大人たちの責務、子どもへの支援施策に関する基本事項を定めることで「子どもを第一に考えるまちづくり」を推進することとしており、本計画の基本理念とも密接に関連しています。

これまで挙げてきた基本目標のほか、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、仕事に関する環境の整備や男女共同参画の推進、居住環境や都市環境の整備など、基本理念にのっとり幅広い子育て支援施策を実施することで、子育てしやすい環境を整備します。

○基本目標を達成するためのアウトカム指標

No.	指標	指標の説明	現況値 2018年 (平成30)	達成目標 2024年 (令和6)
1	20代～40代の女性の就業割合	家庭や職場における男女共同参画が推進されている状態を示す指標として、子育て世代にあたる20代～40代の女性が就業している割合を本指標に設定します。	71.9%	80.0%
2	公園トイレのUD対応率	都市環境が整備された状態を示す指標として、公園に設置しているトイレがユニバーサルデザイン化された割合を本指標に設定します。	73.1%	91.7%

出典：郡山市 男女共同参画課
郡山市 公園緑地課

施策の方向（１）男女共同参画の推進

男女共同参画に関する情報紙の発行や啓発、講座の開催など、あらゆる機会を捉えた効果的な広報・啓発活動により、男女共同参画意識の醸成を図ります。

また、近年の女性就業率の上昇に伴い、子どもを産み育てることを希望している女性がその希望をかなえられるような働き方、時間の過ごし方が望まれていることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について周知・啓発に努めます。

施策の方向（２）都市環境・居住環境の整備等

妊産婦、乳幼児連れの家族など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において、出入り口の段差の解消や男女いずれの利用にも配慮されたベビーシートやベビーチェア、多目的トイレや授乳室等の設置などユニバーサルデザイン（UD）化を進め、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

また、子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保するため、広場や公園の安全点検などの取組みを推進します。

あわせて、子育て世代にとって、家族構成や生活に見合った住宅の確保が必要となることから、市営住宅の子育て世帯向け優先物件の確保や居住環境の改善に関する相談や調査、啓発などを行います。

横断的取組 子どもの貧困対策



国においては、子どもの貧困対策推進法の施行を受け、2014（平成26）年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために「子供の貧困に関する指標」を設定しました。

さらに国では、前大綱に基づき各種の施策が進捗したことや子どもの貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、ひとり親家庭の貧困率が依然として高い水準にあること、子どもの貧困対策に関する取組みが広がる一方で地域により取組みの格差が拡大してきたことなどから、2019（令和元）年11月に、新たな子供の貧困対策に関する大綱を策定するとともに、子供の貧困に関する指標を改めて設定しました。

本市では、すべての子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、将来を切り拓いていけるよう、各基本目標の枠を超え、生活に困難を抱える家庭への「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労の支援」及び「経済的支援」を重点施策として位置づけ、総合的かつ横断的に推進します。

また、国の指標を基に子どもの貧困に関する指標を定め、子どもの貧困に関する状況をより適切に把握し、各種施策の効果を検証していきます。

本市が定める子どもの貧困に関する指標

(単位：%)

指標		国の直近値	市の直近値
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		93.7 (2018(平成30)年4月1日現在)	90.9 (2019(平成31)年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		4.1 (2018(平成30)年4月1日現在)	2.1 (2019(平成31)年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		36.0 (2018(平成30)年4月1日現在)	35.3 (2019(平成31)年4月1日現在)
ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育施設・幼稚園等)		81.7 (2016(平成28)年11月1日現在)	79.2 (2019(令和元)年8月31日現在)
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合	小学校	50.9 (2018(平成30)年度)	54.7 (2018(平成30)年度)
	中学校	58.4 (2018(平成30)年度)	82.1 (2018(平成30)年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6 (2018(平成30)年度)	92.8 (2018(平成30)年度)
	中学校	89.0 (2018(平成30)年度)	100.0 (2018(平成30)年度)
就学援助対象者率		15.23 (2016(平成28)年度)	11.75 (2016(平成28)年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8 (2015(平成27)年)	87.5 (2019(令和元)年8月31日現在)
	父子世帯	88.1 (2015(平成27)年)	88.3 (2019(令和元)年8月31日現在)
ひとり親家庭の正規の職員・ 従業員の割合	母子世帯	44.4 (2015(平成27)年)	43.2 (2019(令和元)年8月31日現在)
	父子世帯	69.4 (2015(平成27)年)	57.1 (2019(令和元)年8月31日現在)
ひとり親家庭のうち養育費についての 取決めをしている割合	母子世帯	42.9 (2016(平成28)年度)	42.6 (2019(令和元)年8月31日現在)
	父子世帯	20.8 (2016(平成28)年度)	20.8 (2019(令和元)年8月31日現在)
ひとり親家庭で養育費を受け取って いない子どもの割合	母子世帯	69.8 (2016(平成28)年度)	79.8 (2019(令和元)年8月31日現在)
	父子世帯	90.2 (2016(平成28)年度)	93.5 (2019(令和元)年8月31日現在)

出典：厚生労働省 就労支援等の状況調査
郡山市 総合教育支援センター
2019年(令和元)年度
郡山市ひとり親世帯等意向調査
文部科学省 就学援助実施状況等調査

重点施策（１）教育の支援

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境を確保し、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境をよりよいものにするため、2019（令和元）年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

また、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するために、学習機会の提供や、相談対応、地域の居場所づくりなどを推進します。

さらに、生活困窮世帯の子どもの対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。

重点施策（２）生活の支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、健康診査の場や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育て世代包括支援センターやこども家庭相談センター等での子育てに関する相談支援を行います。

また、ひとり親世帯については、ファイナンシャル・プランナー等の専門家による家計管理等に関する相談を受けるなど、生活改善に向けた支援を実施します。

あわせて、就労を希望する生活困窮世帯やひとり親世帯の保護者のニーズに対応するため、保育所等及び放課後児童クラブの整備を着実に進め、待機児童の解消を図ります。

さらに、しつけや教育など、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う「子ども食堂」を含めた「子どもの居場所」の運営等を支援します。

重点施策（３）保護者の就労の支援

働いているひとり親家庭の保護者が、育児休業や子どもの看護休暇など、仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を図ります。

また、ハローワーク等と連携し、ひとり親を含む子育てをしている女性等に対するきめ細やかな就職支援を実施します。

また、ひとり親家庭の保護者の就労支援のための職業訓練や、就職に有利になる資格の取得、能力開発の取組みを促進するとともに、ひとり親家庭の保護者が非正規雇用労働を掛け持ちしているケースが多いことに鑑み、正規雇用への転換について各種関係団体へ働きかけ、今後の生活の安定を図ります。

重点施策（４）経済的支援

ひとり親家庭を含めた生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助などの公的な各種支援についての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

また、ひとり親家庭の重要な収入源となる「養育費」の確保に向けての相談支援や情報提供など、養育費の支払いについて普及・啓発を行います。